

地域福祉センター活用企画公募事業運営業務 業務委託仕様書

1 委託事業名

地域福祉センター活用企画公募事業運営業務

2 事業目的

地域福祉センターの各部屋については、ふれあいのまちづくり事業で使用しない場合に住民交流や地域活性化の趣旨で地域住民等に利用させることが望ましい。

令和4年度に地域協働局（当時は企画調整局）において設置した地域福祉センターに関する検討委員会の最終報告書においても、地域福祉センターを「地域活動の促進・地域社会の課題解決に寄与する施設」として、より利活用されるよう制度の見直しを含めた提言を受けている。

そこで、地域福祉センターの使用率向上並びに施設周知を目的として、ふれあいのまちづくり協議会の協力も得ながら、ふれあいのまちづくり事業の実施に支障の出ない範囲で外部への貸出枠を設定し、利用を希望する団体・個人を公募し、利活用希望者（団体）とふれあいのまちづくり協議会とのマッチングを行う。

こうした機会を通じて、ふれあいのまちづくり協議会と利活用希望者（団体）等とのつながりの創出、更なる地域活動の活性化、ふれあいのまちづくり協議会等も含めた地域活動の担い手の確保につながることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日～令和6年3月31日

4 委託事業の内容

- (1) 本市でリスト化した地域福祉センターの貸出枠における利活用希望者の公募
- (2) 利活用公募の対象となる地域福祉センターの指定管理者への事業説明会への参加
- (3) 利活用希望者の利用申請内容の精査、事前ヒアリングの実施
- (4) 利活用希望先の地域福祉センターへの連絡調整（顔合わせ・下見対応等）
- (5) 利活用決定時における本市への報告
- (6) その他本事業に関連する業務

5 詳細要件

- (1) 本市でリスト化した地域福祉センターの貸出枠における利活用希望者の公募
 - ①本市でリスト化した地域福祉センターの貸出枠（別紙）について、利活用希望者を募集する。
 - ②公募対象期間は、令和5年10月1日～令和6年3月31日とする。
 - ③公表内容は、貸出可能な施設名、部屋名・階層、時間帯、曜日、貸出にあたっての協力依頼事項等とする。
 - ④利活用希望の応募においては、次の内容を明記させる。応募様式等は受託事業者で作成する。
「氏名（団体等の場合は団体名）」「住所（団体等の場合は、事業所または代表者住所）」「連絡先（電話・FAX・Eメール）」「企画内容（企画のタイトル、企画目的、企画対象、企画内容、必要

な設備等)」「利活用希望施設」「利活用希望日時」「活動実績」等

- ⑤各ふれあいのまちづくり協議会は設定した外部公募枠については、応募があれば利用ができるように可能な限り配慮することとするが、ふれあいのまちづくり事業により使用する場合は、そちらを優先することとする（利用希望と予約が重複した場合は個別に調整）。なお、応募期限は原則、利用希望日の1ヶ月前までとし、応募がない場合には当該貸出枠については各施設へ返還する。（1ヶ月前までに受託事業者から施設へ利用希望の連絡がない場合は、各施設管理者は貸出枠を返還されたものとみなす。）ただし、1ヶ月前を過ぎて利活用希望の相談があった場合には、施設管理者に相談のうえ利用が可能な場合は、受け付けるものとする。

また、応募にあたってリスト（別紙）にない地域福祉センターの利活用の申し出があった場合は、本市と相談のうえで別途個別に調整する。

- ⑥応募要件として、次の内容を付する。

- ・利活用においては、「神戸市ふれあいのまちづくり条例」「神戸市ふれあいのまちづくり条例施行規則」及び各施設の「利用規程」や施設の鍵の管理ルール等を遵守するものとする。応募団体がこれらを遵守できない場合は、市から当該団体やふれあいのまちづくり協議会に事実確認を行った上、事実であれば、当事業において、当該応募団体の以後の利活用は一切認めないこととする。
- ・応募施設、日時の利活用可否の決定は、応募内容を審査後、利活用希望者と各地域福祉センターの指定管理者（ふれあいのまちづくり協議会）とで顔合わせ（下見含む）のうえ、決定する。その際に、利活用にあたってのルールや鍵の管理など詳細について調整するものとする。
- ・貸出枠として公表している場合でも、急遽地域での利用（ふれあいのまちづくり事業や市営住宅集会所併設型の場合は住民の葬式会場等）に伴い利用できなくなる場合がある。（その場合は、代替日等の調整をする。）
- ・飲酒を伴う活動や大音量を伴う利用など、周辺住民に迷惑をかける恐れのある活動については控えること。
- ・使用後は施設、設備等は利活用事業者（希望者）の責において片付け、清掃、消毒等（調理室の場合は調理器具、食器等の洗浄を含む）を行い、原状回復すること。また、地域福祉センター指定管理者から特別な申し出がない限り、ごみは持ち帰ること。なお、備品等に破損等が生じた場合も同様とする。もともと備品等に不具合がある場合は必ずふれあいのまちづくり協議会から応募団体にその旨を伝え、両者合意の下で使用することとする。

（2）利活用公募の対象となる地域福祉センターの指定管理者への事業説明会への参加

- ①本市と受託事業者との共催で、9月中旬頃に公募対象となる地域福祉センターの指定管理者に対して本事業の説明会（同一内容を2日間程度）を開催する。
- ②説明会にあたって説明者の準備や説明等に必要な資料の作成・配布等を行うこと。
- ③日時や会場等、詳細については別途調整するものとする。

（3）利活用希望者の利用申請内容の精査、事前ヒアリングの実施

- ①応募内容について、応募条件に沿った内容であるか、受託事業者がヒアリング等を行い精査する。必要に応じて、市（神戸市地域協働局地域活性課並びに区役所地域協働課）職員も参加する

場合もあるが、その場合は市と受託事業者で調整することとする。

- ②ヒアリング結果に基づき、神戸市地域協働局地域活性課（以下、地域活性課とする）と意見交換を行う。
- ③地域活性課は必要に応じて各区と調整し、応募内容の実現に努める。

（４）利活用希望先の地域福祉センター等への連絡調整（顔合わせ・下見対応等）

- ①利用可能と判断された応募について、対象施設の管理者（ふれあいのまちづくり協議会）へ連絡のうえ、利用希望者と施設管理者の顔合わせ日程を調整する。
- ②調整結果（顔合わせ日程及び利用可否の決定結果）について、地域活性課へ随時報告する。

（５）利活用決定時における本市への報告

- ①応募内容、調整結果、利用実績等について毎月の状況を取りまとめ、翌月 15 日までに地域活性課へ報告する。

（６）その他本事業に関連する業務

- ①本事業の実施にあたっては市及び区や関係機関との連携を図ること。また、神戸市からの求めに応じて報告書の作成及び相談対応状況等の必要な報告を行うものとする。
- ②本事業の遂行に当たり、疑義が生じた事項等については随時本市と相談のうえに対応していくこととする。

6 委託業務の履行場所、作業場所等

受託事業者事務所および市役所（中央区役所含む）、地域福祉センター

7 成果物の提出

下記報告及び資料の提出を地域活性課へ行うものとする。

（１）調整状況、結果報告書の提出

毎月の調整状況を取りまとめ、翌月 15 日までに地域活性課に提出する。また、委託期間の調整状況を取りまとめ、委託期間終了後 15 日までに、地域活性課に提出する。

（２）その他必要とする業務報告書等の提出

その他、地域活性課が必要とする報告書等書類の提出を求めた場合、受託者はその都度提出する。

8 本事業の履行のために神戸市が準備（提供）する資料等

本事業の履行のために神戸市が準備（提供）する資料等は以下の通り。

- （１）地域福祉センター貸出枠の一覧
- （２）貸出対象施設の連絡先一覧
- （３）貸出対象施設の利用規程（ルール）
- （４）貸出対象部屋の写真
- （５）神戸市ふれあいのまちづくり条例
- （６）神戸市ふれあいのまちづくり条例施行規則

(7) 市ホームページへの本事業等（公募対象地域福祉センターの一覧含む）の掲載

9 地域活性課との協議

業務の進捗状況の確認や協議等の目的のために、地域活性課と月1回程度の定例会をもつこと。

10 その他

(1) 留意事項

①業務実施にあたってはプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報を紛失、または業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。業務遂行にあたっては、本市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

②業務の遂行にあたっては、公の事業であることを認識し、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。

③本業務の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については神戸市に帰属する。

(2) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については神戸市と受託者とが協議して定めるものとする。

地域福祉センター貸出可能枠一覧

別紙

※応募団体への貸出対象期間(予定)：令和5年10月1日～令和6年3月31日

	区名	施設名	貸出可能な部屋名・階層	貸出可能な時間帯	貸出可能な曜日	貸出にあたっての協力依頼事項 (運営協力金・その他)	その他、応募団体の利用や活用企画の公募にあたっての指定管理者(ふれまち協)の希望など
1	東灘区①	本山西地域福祉センター	A会議室・1階(38㎡) B会議室・1階(38㎡) ※仕切り戸を外し、A・B室を1室として利用も可能	9:00~12:00(午前)	毎週土曜日	(運営協力金) ・A会議室 午前 500円 ・B会議室 午前 500円 ※冷暖房使用時は1室につき200円 ※Bはプロジェクター使用可能(300円) (その他) ・希望団体との打ち合わせの上で、貸出の期間(1~3か月)を決定する	・調理が必要な事業(こども食堂など)は不可 ・なるべく地域住民向けの講座や教室を希望(特に、幼児向けの親子教室や、高齢者向けの軽い運動教室など)
2	東灘区②	魚崎地域福祉センター	調理室・2階(54㎡)	9:00~12:00(午前) 13:00~16:30(午後)	毎週土曜日	(運営協力金) ・午前 1,500円 ・午後 1,500円 (その他) ・希望団体との打ち合わせの上で、貸出の期間(1~3か月)を決定する	・5テーブル、計20人程度利用可能 ・冷蔵庫、電子レンジあり ・地域住民が参加可能な料理教室を希望
3	東灘区③	滴が森地域福祉センター	A室(47㎡) B室(40㎡)	・A室 9:00~11:45(午前) ・B室 13:00~16:45(午後)	・A室 毎週金曜日 ・B室 毎週火曜日	(運営協力金) ・600円 ※冷暖房使用可 ※マイク300円・AV機器300円・ピアノ500円 (その他) ・希望団体との打ち合わせの上で、貸出の期間を決定する	・利用内容は地域住民向けの講座や教室(特に高齢者向けの軽い運動教室など)が望ましく、単なる会議や打ち合わせなど、地域に寄与しない内容は不可
4	灘区①	西郷地域福祉センター	地域活動コーナー・2階(64㎡)	①9:30~12:00 ②13:30~16:00 ③17:30~21:00 ※同一団体の場合、①~③の時間を通して利用することも可能	第1金曜日 第4木曜日	(運営協力金) ・①②各1,500円、③1,800円	・貸館利用としての想定。ふれまちに作業・負担がかからないようにしてほしい。
5	灘区②	なぎさ地域福祉センター	地域活動コーナー(73㎡)	9:00~12:00	第1土曜日	(運営協力金) ・1,500円	・子育て関連、学習支援関連 もしくは ・ITを活用してまちづくりのネットワークをつなげる事業を希望
6	灘区③	六甲地域福祉センター	地域活動コーナー(70㎡)	13:30~16:30	第4金曜日	(運営協力金) ・1,500円	・地域の方が参加できる事業を希望(健康体操、子供の工作教室など)
7	灘区④	鶴甲地域福祉センター	地域活動コーナー(78㎡) 調理室(27㎡)	13:00~17:00	第1木曜日	(運営協力金) ・1,000円	・幼稚園児が親子で参加できるような工作教室、料理体験等 もしくは ・大人向け料理教室を希望
8	灘区⑤	成徳地域福祉センター	C(和室)(19㎡) A(洋室大)(57㎡)	(C(和室)) 9:30~12:30、13:30~16:30 (A(洋室大)) 13:30~16:30	(C(和室)) 毎週月曜日~木曜日 (A(洋室大)) 第2・第3以外の水曜日午後 第2・第4以外の木曜日午後	(運営協力金) (C(和室)) ・9:30~12:30:1,000円 ・13:30~16:30:1,000円 (A(洋室大)) ・13:30~16:30:1,500円 (その他) ・利用可否は月1回の定例会で決定	
9	中央区①	雲中地域福祉センター	活動コーナーA・2階(40㎡)	9:00~12:00(午前)	毎週水曜日 (但し、第4水曜及び12月全週を除く)	(運営協力金) ・午前:1000円 (その他) ・利用人数は最大20名	・料理教室は不可。 ・高齢者向け体操、リトミックはふれまち行事と重なるので不可。
10	中央区②	龍池地域福祉センター	活動コーナー北室・1階(33㎡) 活動コーナー南室・1階(23㎡)	9:00~12:00(午前) 13:00~17:00(午後) 18:00~21:00(夜)	毎週水曜日	(運営協力金) 1室利用の場合 ・午前 900円 ・午後 1,200円 ・夜 1,500円 2室(南北同時)利用の場合 ・午前 1,800円 ・午後 2,400円 ・夜 3,000円	
11	中央区③	下山手地域福祉センター	活動コーナー・1階(42㎡) 活動コーナー・2階(60㎡)	9:00~12:00(午前) 13:00~17:00(午後) 18:00~21:00(夜)	毎週 月曜日 火曜日 木曜日 金曜日	(運営協力金) ・午前 1,000円 ・午後 1,500円 ・夜 1,500円	
12	中央区④	北野地域福祉センター	活動コーナー・2階(70㎡)	9:00~12:00(午前) 13:00~17:00(午後)	毎週 月曜日 午前 火曜日 木曜日(第3午を除く) 金曜日	(運営協力金) ・午前 2000円 ・午後 2000円	
13	中央区⑤	吾妻地域福祉センター	活動コーナーA・2階(35㎡) 活動コーナーB・2階(30㎡)	9:00~12:00(午前) 13:00~17:00(午後) 18:00~21:00(夜、要相談)	毎週 火曜日(第3夜除く) 水曜日(第3夜除く) 木曜日(第3午前、午後除く) 金曜日(第4午後除く) 土曜日(第2午後、第3午後除く) 日曜日	(運営協力金) 1室利用の場合 ・午前 1,000円 ・午後 1,000円 ・夜 1,300円 2室(A,B)利用の場合 ・午前 1,500円 ・午後 1,500円 ・夜 1,800円 (その他) ・調理室は使用不可 ・エアコン利用は+1,000円 ・マイク利用は+500円	
14	中央区⑥	小野柄地域福祉センター	活動コーナー・1階(72㎡) 和室・2階(36㎡)	9:00~12:00(午前) 13:00~17:00(午後) 18:00~21:00(夜)	毎週 月曜日(第1午前除く) 火曜日 午後 木曜日(第2,4午後除く) 金曜日(第3除く) 土曜日(第1午後除く)	(運営協力金) ・午前 1,500円 ・午後 1,500円 ・夜 2,000円	
15	中央区⑦	春日野地域福祉センター	活動室・1階(80㎡)	9:00~12:00(午前) 13:00~17:00(午後) 18:00~21:00(夜)	毎週 月曜日 火曜日 木曜日 金曜日(第3除く) 午後、夜 土曜日(第4午後除く)	(運営協力金) ・午前 1,500円 ・午後 1,500円 ・夜 2,000円	
16	中央区⑧	若菜地域福祉センター	活動コーナー・3階(83㎡)	9:00~12:00(午前) 13:00~17:00(午後) 18:00~21:00(夜)	毎週 月曜日 午後、夜 火曜日 午前、夜 水曜日 午前、午後 木曜日 午前、夜 金曜日 夜	(運営協力金) ・午前 1,000円 ・午後 1,500円 ・夜 2,000円 夏季・冬季は冷暖房費300円が別途必要	・できるだけ若菜地域もしくはその近辺にお住まいの方が参加可能な事業を希望 ・対象期間が終わっても引き続き利用していただきたい
17	中央区⑨	二宮地域福祉センター	和室・1階(41㎡) 活動室・1階(105㎡)	9:00~12:00(午前) 13:00~17:00(午後) 18:00~21:00(夜)	毎週 月曜日 金曜日	(運営協力金) ・午前 1,500円 ・午後 1,500円 ・夜 2,000円	

	区名	施設名	貸出可能な部屋名・階層	貸出可能な時間帯	貸出可能な曜日	貸出にあたっての協力依頼事項 (運営協力金・その他)	その他、応募団体の利用や活用企画の公募にあたっての指定管理者(ふれまち協)の希望など
18	中央区⑩	港島地域福祉センター	活動室・1階(116㎡)	9:00~12:00(午前)	日曜日以外で要相談	(運営協力金) ・午前 1,000円	・若い人向けの事業を行っていないので、若い人向けの事業を行う団体等の利用を希望 ・対象期間が終わっても引き続き、活動を継続してもらいたい
19	中央区⑪	船の浜地域福祉センター	活動室・1階(36㎡)	9:00~12:00(午前) 13:00~16:00(午後)	毎週 月曜日(第3午後除く) 水曜日 午前 木曜日 午前、夜 金曜日(第2,4午前除く) 土曜日 午前(11/4, 3/2除く)、 夜(第3午前除く) 日曜日	(運営協力金) ・午前 1500円 ・午後 1500円	
20	中央区⑫	山手地域福祉センター	活動室・1階(93㎡) 会議室1・1階(70㎡) 会議室2・1階(70㎡)	9:00~12:00(午前)	毎週火曜日、木曜日	(運営協力金) ・午前:3000円	
21	兵庫区①	和田岬地域福祉センター	ロビーの間・1階(50㎡) 大広間・2階(41㎡)	①9:00~12:00 ②13:00~17:00 ③17:00~21:00	要相談	(運営協力金) 各時間枠(①,②,③)ごと 1階 ¥1,500 2階 ¥2,000	・地域の担い手となる若い世代(子育て世代等)や子ども利用が増える事業を希望
22	兵庫区②	熊野地域福祉センター	洋室(19㎡) 地域活動コーナー(80㎡)	①9:00~12:00 ②13:00~17:00	毎週月曜日 ※ただし第2月曜は不可	(運営協力金) ※各時間帯ごと ・地域活動コーナー 1,300円 ・洋室 800円	・ふれまち(センター)の運営に協力してもらえるような団体がありがたい。
23	兵庫区③	湊山地域福祉センター	洋室・2階(85㎡)	13:00~17:00	毎週木曜日	(運営協力金) 1,000円	・ふれまち(センター)の運営に協力してもらえるような団体がありがたい。
24	北区①	桜の宮地域福祉センター	洋室・1階(70㎡)	9:00~12:00(午前)	第1月曜日(1月は年始の休み) 第3木曜日	(運営協力金) ・1,000円 (その他) ・駐車は1団体につき1台のみ ・駐車場利用可(1台)。ただし事前に要相談。	
25	北区②	藍那小河地域福祉センター	活動室(洋室)・2階(40㎡)	9:00~13:00(午前) 13:00~17:00(午後)	毎週木曜日	(運営協力金) ・午前500円 午後500円 (その他) ・駐車場なし	・地域の活性化に繋がる内容の利用を希望
26	北区③	星和台鳴子地域福祉センター	活動コーナー・1階(77㎡) 調理室・1階(22㎡) 洋間・2階(35㎡)	月~土 17:00~21:00 日 9:00~21:00	毎週月曜日から土曜日(閉館後) 毎週日曜日	(運営協力金) ・活動コーナー 1,000円 ・調理室 1,000円 ・活動コーナー&調理室 1,500円 ・洋間 900円 (その他) ・鍵を前日取りに来て利用後郵便受けにいれること ・管理人のいない時間なので自主的に管理すること ・調理室を使う場合は事前に申告すること。 ・駐車場なし	・地域福祉にかかわる事業実施を希望
27	北区④	大原桂木地域福祉センター	活動コーナー(82㎡)	9:00~12:00(午前) 13:00~17:00(午後)	第1・3木曜日 午前 第2・4木曜日 午前・午後	(運営協力金) ・午前 2,000円 ・午後 2,000円 (その他) ・駐車場利用可(最大3台)。ただし事前に要相談。	福祉施設に見合う事業実施を希望 1)福祉講座(座学・実習体験) 2)高齢者向け料理教室 男性ボランティア塾の開講 (土・日曜日を活用して実践していく)
28	北区⑤	花山地域福祉センター	多目的・1階(80㎡)	9:00~12:00(午前) 13:00~16:30(午後)	毎週水曜日	(運営協力金) ・午前 1,500円 ・午後 1,500円 (その他) ・駐車場利用可(最大4台)。ただし、事前に要相談。	
29	北区⑥	箕谷地域福祉センター本館	洋室1・1階(30㎡) 洋室2・1階(30㎡) ※仕切りを外し、洋室1・2を一室として利用も可能	9:00~12:00(午前) 13:00~16:00(午後)	毎週月・火・金曜日	(運営協力金) ・午前 500円 ・午後 500円 (その他) ・備品は使用不可 ・駐車場なし	
30	北区⑦	山田地域福祉センター	地域活動コーナー・1階(91㎡) 洋室・2階(34㎡)	9:00~12:00(午前) 13:00~17:00(午後)	毎週月曜日午前 毎週火曜日午前・午後(第2火曜は除く) 毎週土曜日午後	(運営協力金) ・午前 1,000円 ・午後 1000円 (その他) ・キッチン利用の場合のガスの元栓等の管理の徹底 ・駐車場利用(最大5台程度)は社内のため要相談。	
31	北神区①	上淡河地域福祉センター	地域福祉活動コーナー(82㎡) 和室(17㎡)	9:00~17:00	毎週月曜日、水曜日	(運営協力金) ・500円/時間 (その他) ・駐車場利用可(15台程度)。ただし事前に要相談。	
32	北神区②	唐櫃地域福祉センター	地域活動室(54㎡) 和室(25㎡)	夏時間(4月~10月):9:00~16:30 冬時間(11月~3月):9:00~16:00	(地域活動室) ①毎週月曜日 午前+午後可能 (第4週 絵画教室のため不可) ②毎週火曜日 午前+午後可能 (第2週 婦人会とふれ食準備のため不可) (和室) ③毎週水曜日 午前+午後可能	(運営協力金) ・午前・午後:1,000円 (その他) ・駐車場利用不可	
33	北神区③	有馬地域福祉センター	会議室・1階(20㎡) 会議室・2階(102㎡)	9:00~16:00	毎週金曜日	(運営協力金) ・9時~12時:1,200円 ・13時~16時:1,200円 (その他) ・調理室の利用禁止 ・駐車場利用可(4台)。ただし事前に要相談。	
34	長田区①	重池地域福祉センター	地域活動コーナー(57㎡)	9:00~12:00(午前) 13:00~17:00(午後)	毎週水曜日	(運営協力金) 各部屋 1,000円 ※午前~午後続けて利用する場合は2,000円	
35	長田区②	高取山地域福祉センター	地域活動コーナー(59㎡)	9:00~12:00(午前) 13:00~17:00(午後)	第1土曜日 第4日曜日 ※ただし、11月以降	(運営協力金) 各時間とも 700円	
36	長田区③	大日丘地域福祉センター	多目的室(104㎡) 和室(17㎡)	10:00~12:00(午前) 13:00~15:00(午後) 17:00~20:00(夜間) 終日	第2水曜日 第4土曜日 日祝	(運営協力金) 午前 洋室1,000円 和室400円 午後 洋室1,300円 和室500円 夜間 洋室1,700円 和室700円 終日 洋室3,500円 和室1,500円	
37	長田区④	真陽地域福祉センター	洋室・1階(29㎡) 洋室・2階(51㎡) 和室・3階(64㎡) 洋室・4階(52㎡)	9:00~17:00	毎週水曜日	(運営協力金) 各部屋 1,000円	
38	長田区⑤	会陽地域福祉センター	地域活動コーナー・1階(72㎡) 和室・2階(40㎡)	午前10:00~12:00 午後13:00~16:00 夜間17:00~20:00	毎日	(運営協力金) 各部屋 1,000円 ※地元(会陽地区)は無料 (その他) ・夜間及び日曜日の利用の場合は、鍵は委員長宅へ取りに行くこと	

	区名	施設名	貸出可能な部屋名・階層	貸出可能な時間帯	貸出可能な曜日	貸出にあたっての協力依頼事項 (運営協力金・その他)	その他、応募団体の利用や活用企画の公募にあたっての指定管理者(ふれまち協)の希望など
39	長田区⑥	若松地域福祉センター	地域活動コーナー (52㎡)	9:00~21:00	毎週火曜日	(運営協力金) 1,500円	・貸出が決まっても葬儀が入った場合はキャンセルとさせていただきます。
40	長田区⑦	丸山地域福祉センター	大ホール(地域活動コーナー) (98㎡) 小ホール (17㎡)	13:00~15:00	第2木曜日 第3金曜日	(運営協力金) 大ホール(多目的室) 1,000円 小ホール 300円	
41	長田区⑧	池田地域福祉センター	洋室(地域活動コーナー) (120㎡) 和室 (34㎡)	9:00~12:00 13:00~17:00	毎週月曜日	(運営協力金) ・各部屋 2,000円 (空調使用 500円)	
42	長田区⑨	二葉地域福祉センター	地域活動コーナー (100㎡) 和室 (20㎡)	13:00~17:00 (午後) 17:00~21:00 (夜間)	午後:毎週月曜日・水曜日・木曜日 夜間:月~土曜日(日は除く)	(運営協力金) 各部屋 午後・夜間共に2,000円	
43	長田区⑩	野田北部地域福祉センター	地域活動コーナー・1階 (66㎡) 洋室・2階 (66㎡)	9:00~12:00 (午前) 13:00~17:00 (午後) 18:00~21:00 (夜間)	毎週 月曜日 火曜日 木曜日 金曜日	(運営協力金) 各部屋 午前・午後・夜間共に2,000円	葬式が入った場合、そちらが最優先となる。
44	須磨区①	菅の台地域福祉センター	地域活動室 (79㎡)	9:00~12:00 (午前) 13:00~16:30 (午後)	第2・第3火曜日 第3金曜日 ※12月第3火曜のみ行事予定あり	(運営協力金) ・午前 1,000円 ・午後 1,200円 (その他) ・カラオケ機器利用は別途費用発生。(利用規定のとおり) ・調理室の利用は不可。	できればサークルではなく、講座やイベントでの活用を希望。 ・目の前の公園を活用したスポーツや音楽の取り組み。 ・プログラミングなどデジタル関係。
45	須磨区②	東須磨地域福祉センター	地域活動室・1階 (70㎡)	9:00~12:30 (午前) 13:00~16:00 (午後)	第3・第4木曜日	(運営協力金) ・午前 1,500円 ・午後 1,500円 (その他) ・調理室の利用は可能だが、食器等の利用は不可。	
46	須磨区③	南落合地域福祉センター	地域活動室A (58㎡) 地域活動室B (49㎡) 洋室 (30㎡)	9:00~13:00 (午前) 13:00~16:00 (午後)	別シート参照	(運営協力金) ・午前 500円 ・午後 500円 (その他) ・調理コーナーは使用不可 ・運動や重いものの搬入は不可 ・車の駐車スペースは無し ・備品の貸出不可 ・警報が出た際の取り決めは事前に行う。	
47	須磨区④	多井畑地域福祉センター	地域活動室・1階 (33㎡) 地域活動室・2階 (26㎡) ※隣接する自治会館(1階活動室)も調整可能	9:00~12:00 (午前) 13:00~16:00 (午後)	毎週火曜日 第1・第3金曜日 ※12月の第3金曜のみ行事予定あり	(運営協力金) センター:午前・午後1,000円 自治会館:午前・午後2,000円 (その他) ・空調利用は別途利用料発生。100円/時程度。 ・調理室での調理、食器の利用は不可。(湯沸かし程度なら可能) ・カラオケ機器使用不可。(近隣住民に許可をとって決まった日に行っているため)	・単なるサークルではなく、地域に還元されるような取り組みを希望。 ・センターが狭いため、隣接する自治会館も利用調整可能。
48	須磨区⑤	須磨の浦地域福祉センター	1階地域活動室 (40㎡) 2階地域活動室 (60㎡)	9:00~12:00 (午前)	第2・第3・第4木曜日	(運営協力金) ・午前 1,000円 ・午後 1,000円	
49	垂水区①	多聞東地域福祉センター	小ホール (76㎡)	9:30~12:30 13:00~16:00	毎週 月曜日 水曜日 金曜日 土曜日	(運営協力金) 半日 1,000円	・出来れば多世代を対象にする企画を持っている団体の利用を希望。 ・継続性のある活動を目標に関わって欲しい。
50	垂水区②	小東山地域福祉センター	小ホール (45㎡)	9:00~12:00 (午前) 13:00~17:00 (午後)	(午前) 毎週月曜日以外 (午後) 毎週火曜日・水曜日・木曜日 第1,2,4,5土曜日 第1,3,4,5日曜日	(運営協力金) 1,400円	
			大ホール (92㎡)	9:00~12:00 (午前) 13:00~17:00 (午後)	(午前) 第4,5水曜日 第1,3,5金曜日 (午後) 毎週月曜日 第1,2,4,5水曜日 木曜日 第1,3,4,5金曜日 第1,3,4,5土曜日 第1,2,4,5日曜日	(運営協力金) 1,800円	
51	垂水区③	福田地域福祉センター	地域活動コーナー (81㎡)	9:00~12:00 (午前) 13:00~17:00 (午後)	第1木曜日	(運営協力金) 2,000円 (その他) 防音設備が十分ではないため、音を出す活動は不可。	
52	西区①	梶台地域福祉センター	活動室2・1階 (33㎡)	9:00~12:00 (午前)	毎週月曜日・火曜日・水曜日	(運営協力金) ・午前:700円 (その他) ・駐車場使用不可	・今後の地域活動の担い手となる若者(30-50歳代)の利用を希望 ・上記理由により、梶台付近にお住まいの方歓迎
53	西区②	岩岡第1地域福祉センター	多目的ホール大・1階 (60㎡) 多目的ホール小・1階 (40㎡)	13:00~17:00 (午後)	毎週水曜日・木曜日・金曜日 ※大と小はほぼ同じ大きさ(いずれか空いている方を貸し出す)	(運営協力金) ・午前:500円 (その他) ・駐車場利用可(岩岡出張所と共用で20台)。ただし事前に要相談。	・地域住民も参加できる趣味活動(手芸・書道・お花)のサークルを希望
54	西区③	高和地域福祉センター	地域活動コーナー・1階 (64㎡) 和室・1階 (48㎡)	9:00~12:00 (午前) 13:00~17:00 (午後)	毎週月曜日~木曜日 毎週土曜日(第2週を除く)	(運営協力金) ・午前:500円 ・午後:500円 (その他) ・駐車場利用可(縦列駐車2台)。ただし事前に要相談。	
55	西区④	太山寺地域福祉センター	地域活動コーナー・1階 (86㎡)	9:00~12:00 (午前)	毎週木曜日・金曜日(第3週を除く)	(運営協力金) ・午前:800円 (その他) ・駐車場利用可(縦列駐車3台×2列)。ただし事前に要相談。	